平成 20 年 4 月 1 日 条例第 1 号

改正 平成 21 年 6 月 26 日 条例第 5 号 平成 25 年 6 月 19 日 条例第 5 号

(大雪地区広域連合が行う後期高齢者医療の事務)

第1条 大雪地区広域連合が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号。以下「北海道広域連合条例」という。)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(大雪地区広域連合において行う事務)

- 第2条 大雪地区広域連合は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する 法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関す る法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定す る事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 北海道広域連合条例第2条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
 - (2) 北海道広域連合条例第16条の保険料の額に係る通知書の引渡し
 - (3) 北海道広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
 - (4) 北海道広域連合条例第 17 条第 2 項の保険料の徴収猶予の申請に対する北海道後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
 - (5) 北海道広域連合条例第18条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付
 - (6) 北海道広域連合条例第 18 条第 2 項の保険料の減免の申請に対する北海道 後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
 - (7) 北海道広域連合条例第 19 条本文の申告書の提出の受付
 - (8) 前各号に掲げる事務に付随する事務

(保険料を徴収すべき被保険者)

- 第3条 大雪地区広域連合が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる 被保険者とする。
 - (1) 大雪地区広域連合を構成する関係町の区域内(東川町、美瑛町、東神楽町

- の区域内。以下「区域内」という。) に住所を有する被保険者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける被保険者であって、これらの規定の適用を受けるに至った際区域内に住所を有していた被保険者

(普通徴収に係る保険料の納期)

- 第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。
 - 第1期 7月15日から同月31日まで
 - 第2期 8月1日から同月31日まで
 - 第3期 9月1日から同月30日まで
 - 第4期 10月1日から同月31日まで
 - 第5期 11月1日から同月30日まで
 - 第6期 12月1日から同月28日まで
 - 第7期 翌年1月1日から同月31日まで
- 2 前項に規定する納期によりがたい被保険者に係る納期は、大雪地区広域連合 長が別に定めることができる。この場合において、大雪地区広域連合長は、当 該被保険者又は連帯納付義務者(法第108条第2項又は第3項の規定により保 険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。)に対しその納期を 通知しなければならない。
- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又は当該額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又は当該額の全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(督促)

- 第5条 被保険者又は連帯納付義務者が、納期限を過ぎて保険料を完納しないときは、納期限後20日以内に、期限を指定して督促状を発しなければならない。ただし、保険料の徴収を猶予する場合は、この限りではない。
- 2 前項の督促状により指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日とする。

(延滞金)

第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日か

- ら1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合をもって 計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日 当たりの割合とする。
- 3 第1項の規定により計算された延滞金額に100円未満の端数があるとき又は、 その全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て るものとする。
- 4 大雪地区広域連合長は、特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減免することができる。

(罰則)

- 第7条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第 137 条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。
- 第8条 大雪地区広域連合は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(大雪地区広域連合が徴収するものに限る。)の徴収を 免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科 する。
- 第9条 前2条の過料の額は、情状により、大雪地区広域連合長が定める。
- 2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限 は、その発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例) 第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規 定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法 によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のと おりとする。

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月28日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「大雪地区広域連合長が別に定める」とあるのは、「10月1日以降における大雪地区広域連合長が別に定める時期とする」とする。

(延滞金の割合の特例)

第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則 (平成21年6月26日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成25年6月19日条例第5号)

(施行期日)

この条例は、平成26年1月1日から適用する。